

平成二十年十一月二十五日受領
答弁第二四九号

内閣衆質一七〇第二四九号

平成二十年十一月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの一等海曹の年齢は、四十六歳である。

二について

海上自衛隊の固定翼哨戒機P-3Cは、対潜戦、警戒監視、武装工作船等への対応、海上における遭難者等の捜索・救助、急患輸送等の様々な用途に使用されるものであり、救急患者である隊員等を空輸する必要がある場合に、使用されることもある。

三について

隊員がけがをし、緊急に専門医療機関での精密検査等が必要となった場合であって、航空機等を使用することが必要なときに、当該隊員を空輸することは必要な措置であり、今回の航空機による搬送にかかった費用については、一般会計予算から支出されることとなる。

四について

現在、事実関係の調査を行っているところであり、当該調査の終了時期についてお答えすることは困難

である。